

### 3 福島県文化財保護条例

[県指定史跡名勝天然記念物に影響する行為の許可] (第27条)

法の趣旨	県の区域内に存する重要な文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化の向上に資するとともに、わが国の文化の進歩に貢献する。
許可の必要な行為	次の行為を行う場合 1 県指定史跡名勝天然記念物の現状に何らかの変更を招来する一切の行為 2 直接に現状を変更するものではないが、その保存に何らかの形で影響を与える行為
許可の必要な区域	史跡名勝天然記念物として指定されている地区 ( 保存に影響を与える行為については、指定地周辺部までを対象にする場合もある )
許可権者	福島県教育委員会
許可の基準	福島県教育委員会が止むを得ないと判断するもの
担当機関	本庁 教育庁 文化財課 市町村 教育委員会 (文化財保護行政担当課)
手続フローチャート	<pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[市町村教育委員会教育長]     B --&gt; C[県教育委員会教育長]     C -.- 経由 --&gt; A     </pre>
備考	史跡、名勝、天然記念物は、個々の性格や規模等の内容において個性的であり、現況も様々であることから、一様に許可基準を定めることが困難であるため、指定地及びその周辺で現状変更を実施しようとする場合には、計画策定の早い段階から事前協議を十分に実施する必要がある。